

**アスベストに関する関係機関の取組み状況
(今般の問題に対する対応・実態把握以外)**

関係課名	内 容																									
市町振興課	<p>総務省大臣官房総括審議官名で、各都道府県知事あての通知（平成17年7月29日付け総行自第165号「アスベスト問題に係る情報の把握及び共有について」）があり、この通知を受けて近々に各市町へ通知予定。</p>																									
環境政策課	<p>平成17年7月12日付けで、環境省から、大気環境中への飛散防止対策の徹底について通知あり。これを受けて、建設業協会、各市町、各保健所及び衛生環境研究所へ関係法令遵守と適切な対応等を要請、また、愛媛労働局へ解体作業等届出者に対する大気汚染防止法関係届出に対する注意喚起と県への関連情報の提供を依頼。</p> <p>平成17年7月13日付けで、厚生労働省から、水道管（石綿セメント管）を通過した水道水の健康影響について通知あり。これを受けて、各水道事業者、各水道用水供給事業者へ周知。</p>																									
廃棄物対策課	<p>平成17年7月12日付けで環境省から「廃石綿等の適正処理の徹底について」の通知があり、従来の指導の徹底を求められたところであり、県としても、産業廃棄物協会や建設業協会及び保健所等に対して文書で通知し、指導・対応の徹底を求めたところである。</p>																									
保健福祉課 健康増進課	<p>国からの通知に基づき、下記のとおり対応。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">日付</th> <th style="text-align: center;">発信元</th> <th style="text-align: center;">文書名</th> <th style="text-align: center;">対応状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">7月8日</td> <td style="text-align: center;">厚生労働省</td> <td>「石綿に係る健康被害についての地域住民からの相談について」</td> <td rowspan="3">7月20日付17保第488号「石綿（アスベスト）に関する健康相談等の対応について」部長通知で各保健所に対し健康相談対応、報告を指示するとともに、関係資料等情報提供した。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7月12日</td> <td style="text-align: center;">環境省</td> <td>「石綿（アスベスト）に係る健康被害の受付等について(依頼)」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7月12日</td> <td style="text-align: center;">厚生労働省</td> <td>「石綿（アスベスト）に係る健康被害の受付等について」</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7月22日</td> <td style="text-align: center;">環境省</td> <td>「造船業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査」の送付について</td> <td>7月25日付事務連絡「石綿（アスベスト）に関する健康相談等の対応について」で各保健所に対し情報提供した。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7月29日</td> <td style="text-align: center;">環境省 厚生労働省</td> <td>「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表の公表について」</td> <td>各保健所に対し情報提供した。</td> </tr> </tbody> </table>				日付	発信元	文書名	対応状況	7月8日	厚生労働省	「石綿に係る健康被害についての地域住民からの相談について」	7月20日付17保第488号「石綿（アスベスト）に関する健康相談等の対応について」部長通知で各保健所に対し健康相談対応、報告を指示するとともに、関係資料等情報提供した。	7月12日	環境省	「石綿（アスベスト）に係る健康被害の受付等について(依頼)」	7月12日	厚生労働省	「石綿（アスベスト）に係る健康被害の受付等について」	7月22日	環境省	「造船業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査」の送付について	7月25日付事務連絡「石綿（アスベスト）に関する健康相談等の対応について」で各保健所に対し情報提供した。	7月29日	環境省 厚生労働省	「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表の公表について」	各保健所に対し情報提供した。
日付	発信元	文書名	対応状況																							
7月8日	厚生労働省	「石綿に係る健康被害についての地域住民からの相談について」	7月20日付17保第488号「石綿（アスベスト）に関する健康相談等の対応について」部長通知で各保健所に対し健康相談対応、報告を指示するとともに、関係資料等情報提供した。																							
7月12日	環境省	「石綿（アスベスト）に係る健康被害の受付等について(依頼)」																								
7月12日	厚生労働省	「石綿（アスベスト）に係る健康被害の受付等について」																								
7月22日	環境省	「造船業に係るアスベストによる健康被害等の状況に関する調査」の送付について	7月25日付事務連絡「石綿（アスベスト）に関する健康相談等の対応について」で各保健所に対し情報提供した。																							
7月29日	環境省 厚生労働省	「石綿ばく露作業に係る労災認定事業場一覧表の公表について」	各保健所に対し情報提供した。																							

<p>保健福祉課 健康増進課 (つづき)</p>	<p>一般住民に対する健康相談に関する連絡調整 各保健所一般健康相談で対応している。 7月末日までの保健所への相談・問い合わせは30件。 保健所及び市町に対して、健康相談に必要な関係機関一覧やQアンドA等情報提供をした。 中皮腫死亡統計集計。(別紙のとおり) 保健福祉部のホームページに健康相談窓口を掲載(7月29日)。</p>
<p>労政雇用課</p>	<p>石綿を取り扱う作業等に従事していた方に対する健康診断の受診勧奨、労災補償制度の周知等に関する記事を、広報誌に掲載予定。(愛媛労働(8月号) 県内労働組合等に配布1,300部)</p>
<p>土木管理課</p>	<p>「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理に関する技術指針」が環境省により取りまとめられたのを受け、本年4月に、非飛散性アスベスト廃棄物の適正な処理が図られるよう建設業関係団体に対し、周知を図った。</p>
<p>土木管理課 技術企画室</p>	<p>国土交通省より、建設工事の実施における、建設リサイクル法その他石綿の取り扱いに関する関係法令の遵守による石綿の適正な取り扱いについての協力及び周知依頼があり、県内関係機関及び市町へ通知した。 上記通知に併せて、国土交通省のホームページに掲載されている、建築物の解体等に伴う有害物質の適切な取り扱いに関するパンフレットについて周知し、石綿の適正処理の推進への活用を依頼した。 現時点では相談窓口を開設していないが、1日に3～4件程度の相談がある。(内容：自宅の断熱材に石綿が使われているか知りたい。近所でビルの解体をしているが、石綿が飛散してこないか心配。など)</p>
<p>建築住宅課</p>	<p>県民からの相談に対しては、県庁建築住宅課・地方局建築指導課等の住民相談窓口においてQ&A等を参考に対応し、その結果を相談台帳に記載している。(相談件数31件、うち一般住宅・建築物24件、県営住宅7件(8月1日13時現在))</p>

松山市

市民等からの苦情・相談等について

窓口 総合窓口 : 環境指導課
建築物に関する問い合わせ : 建築指導課
健康相談に関する問い合わせ : 保健所地域保健課
それ以外に関する問い合わせ : 環境指導課

苦情件数(7月29日現在)

環境指導課	40件	
建築指導課	10件	
廃棄物対策課	2件	
保健福祉政策課	2件	
地域保健課	14件	計68件

苦情・相談内容の概要

民間建物(駐車場等)にアスベストのようなものがあるが問題ないのか。

資材置場にアスベストのようなものが置いてあるが大丈夫か。
自分が管理しているアパートにアスベストらしきものを使用しており、調べたいので分析できる業者を教えてください。

現在症状はないが、健康診断を受けたいので診察できる病院を教えてください。等

Q & Aの作成: 環境省のHPより入手。

関係機関・団体等への周知・啓発・指導の状況等

建築指導課・廃棄物対策課・環境指導課が連携を取り、関係団体等へ文書指導を行う予定。

市民へ広報誌・HPで啓発を行う予定。

(過去の対応)

関係課名	内 容
総務管理課	平成17年5月旧議長公舎倉庫の石綿のサンプリング調査(民間分析機関委託)の結果、含有なし。
私学文書課	<p>平成15年10月31日付け事務連絡で文部科学省大臣官房文教施設部施設企画課から学校施設等におけるアスベスト(石綿)対策に関連する留意事項について通知があり、所管する私立学校に対し適切に対応するよう周知。(県教育委員会も同様に対応)</p> <p>平成17年3月17日付け事務連絡で同課から学校等におけるアスベスト対策に関する留意事項として学校等の設置者としての責務及び除去工事等の実施に係る留意点について通知があり、所管する私立学校設置者に対し適切な措置を講じるよう周知。(県教育委員会も同様に対応)</p>
環境政策課	<p>平成2年1月、環境庁からの通知(同元年12月)を受けて、大気汚染防止法の一部改正(特定粉じん(アスベスト)の追加及び同発生施設の追加等)について、各保健所及び公害技術センターへ通知。</p> <p>平成9年3月、環境庁からの通知(同年2月)を受けて、大気汚染防止法の一部改正(特定粉じん排出等作業の追加等)について、建設業協会、各保健所へ通知。</p>
廃棄物対策課	<p>建物の取り壊し等により排出される、アスベスト使用材の廃棄物の収集運搬、処分等について指導してきた。</p> <p>飛散性アスベスト廃棄物</p> <p>飛散性アスベスト廃棄物については、昭和62年10月26日付けで環境省から「アスベスト(石綿)廃棄物の処理について」の通知があり、収集、運搬、処分の取扱いについては、この通知内容によって指導していた。</p> <p>その後平成3年の廃棄物処理法の改正により、特別管理産業廃棄物の規定が設けられ、飛散性アスベスト廃棄物はこれに該当し、その中の特定有害産業廃棄物に指定され、特別管理産業廃棄物の保管基準、収集運搬基準、処分基準を適用し、飛散防止のため梱包することなどの措置を求めている。</p>

<p>廃棄物対策課(つづき)</p>	<p>非飛散性アスベスト廃棄物</p> <p>非飛散性アスベスト廃棄物については、従来は通常の産業廃棄物(その性状により、がれき類、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、等に該当)として処理されてきたものであるが、17年3月30日付けで環境省から「非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について」の通知があり、この中で「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」が示され、県においてもアスベストの飛散を防止する取扱いを行うよう文書で通知し指導してきた</p>
<p>建築住宅課</p>	<p>[県営住宅]</p> <p>一般にアスベスト含有率が最も高い吹付け石綿については、昭和63年に調査を行い、県営住宅の室内において使用されていないことを確認。(石綿含有の吹付けロックウールやその他の吹付け材については調査対象外、機械室等住宅室内以外の場所についても未調査)</p> <p>[民間大規模建築物]</p> <p>昭和63年に建設省の依頼により、民間建築物における吹付けアスベストの使用実態について、132棟で調査を実施し、21棟での施工を確認し、損傷がある場合には所有者に除却や適切な管理について注意喚起を行った。</p> <p>その後の継続的な取り組みとして、本県では建築基準法第12条の定期報告制度を活用し、建物の維持管理についての注意喚起と実態の把握のため調査票の提出を求めてきたところである。(松山、今治、新居浜市以外)</p>
<p>義務教育課</p>	<p>昭和62年5月、文部省から各都道府県教育委員会へ調査依頼</p> <p>調査対象:昭和51年度以前に建築された非木造の校舎、体育館、寄宿舎を保有する公立の小・中・高等学校及び特殊学校</p> <p>調査内容:天井仕上げのうち「吹き付け石綿」が使用されていると判断される室数等</p> <p>昭和62年10月、県内の調査結果を取りまとめ文部省へ報告</p> <p>使用校:朝倉村立朝倉中学校</p> <p>使用箇所:音楽室、木工室、金工室の壁面及び天井約150㎡(昭和42年3月建築)</p> <p>対応:音楽室は11月7日に固化剤吹付け改修済み、木工室・金工室は63年度に改修済み</p> <p>(参考)朝倉中学校の木工室・金工室は平成14年10月に、音楽室は平成15年9月に改築のため取壊しており、現存しない。</p>

<p>高校教育課</p>	<p>昭和62年度に文部省の指示による、県立学校の施設を対象に吹き付け石綿が使用されていると判断される、校舎、屋内運動場、寄宿舎を調査した。その結果、該当している箇所はなかった。</p> <p>このほか、平成62年度に教育委員会独自で浄化槽の機械室等の調査も行っている。この結果、5校5箇所の浄化槽機械室に吹き付け石綿の使用が見つかった。</p> <p>浄化槽機械室・・・小松、今治東、東温、八幡浜、川之石の各1箇所</p>
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>松山市</p>	<p>所管の施設等の石綿製品等の使用状況調査・除去等の対応状況</p> <p>昭和62年9月、幼稚園、小・中学校での吹付けアスベストの実態調査を行い、使用されていなかった。【学習施設課】</p> <p>昭和62年11月、公営住宅での吹付けアスベストの実態調査を行い、使用されていなかった。【住宅課】</p> <p>平成13年11月、市役所本館11階の吹付けアスベスト撤去を行う工事を施工。【公共建築課】</p> <p>平成14年度、消防局中央消防署の改修工事において、1F受付部分に吹付けアスベストを確認したので、その際に全て撤去した。【消防局総務課】</p> <p>市民等からの苦情・相談等</p> <p>平成13年、薬務衛生課（現生活衛生課）に、市内にあるビルの空調担当者より、機械室のアスベストの状態が悪いため、遊離しているおそれがあるとの相談があったため、責任者に対し、早い対応を行うよう勧めた。【生活衛生課】</p> <p>年に1～2件、環境指導課に、アスベストらしきものを吹き付けた建物を解体しているが大丈夫かという内容の相談あり。相談が寄せられた場合、現場確認及び建物管理者に問い合わせ、吹付けアスベストか否かを確認（過去に寄せられた相談では、吹付けアスベストではないことを確認した）。【環境指導課】</p> <p>関係機関・団体等への周知・啓発・指導の状況等</p> <p>平成17年2月、環境指導課より社団法人愛媛県建設業協会松山支部及び建設リサイクル法で届出を行う業者に対し、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業実施届出書の周知を行った。【環境指導課】</p>
------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出状況
(平成9年4月～17年7月)

(単位：件)

年度	種別	愛媛県		松山市	
9	解体	0	0	0	0
	改造・補修	0		0	
10	解体	0	1	0	0
	改造・補修	1		0	
11	解体	0	0	2	2
	改造・補修	0		0	
12	解体	1	2	0	0
	改造・補修	1		0	
13	解体	0	1	2	6
	改造・補修	1		4	
14	解体	2	2	2	6
	改造・補修	0		4	
15	解体	2	2	0	1
	改造・補修	0		1	
16	解体	1	1	3	4
	改造・補修	0		1	
17	解体	1	1	2	4
	改造・補修	0		2	
合計	解体	7	10	11	23
	改造・補修	3		12	

(注) 大気汚染防止法に基づく特定粉じん等排出作業に係る届出は、一定要件(特定耐火建築物等で吹き付け石綿の使用面積が50㎡以上)に該当する建築物の解体又は改造・補修について、平成9年度から義務化されている。

アスベストに関する実態把握について

施設名	内 容	関係課
<p>県有施設</p>	<p>下記のとおり、県有施設における石綿（アスベスト）調査を実施する。</p> <p>1 目視調査の実施 各部局(教育委員会・公営企業管理局・警察を含む。)において、所管する全施設について吹付けアスベストの有無を目視により確認する。</p> <p>2 設計図書による状況調査 施設管理者が実施する石綿調査に関して、建築住宅課営繕室は第1段階として、昭和30～63年度までに着工した施設(改築分を含む。)について、施設建設時の設計図書により状況調査を実施し、その結果を参考資料として情報提供する。</p> <p>(1) 調査対象施設 引継ぎ文書として設計図書が保管されている県有施設 設計図書を引継ぎ文書として保管していない病院・共済住宅(職員共済、学校共済)については、設計図書を添付のうえ調査依頼があった場合は協力 警察施設は、警察本部の技術職員による調査とし、情報提供を行う。</p> <p>(2) 調査対象年度 石綿の使用が開始された昭和30～63年度までに着工した施設</p> <p>(3) 調査対象製品 吹付け石綿9製品、吹付けロックウール21製品及びその他の吹き付け3製品等</p> <p>(4) 調査期間等 8月10日を目途に実施とりまとめを行い、総務管理課へは8月12日に提出、各部へ資料提供</p> <p>3 設計図書による状況調査を踏まえた再調査 建築住宅課営繕室からの情報を踏まえ、各部局が実施した目視調査と突合せを行い、8月末までに、吹付け石綿等の使用の可能性のある箇所を特定する。</p> <p>4 その他 上記調査と併行して、必要に応じ、吹付け石綿等の使用の可能性のある箇所の分析調査を実施したうえで、使用の有無の確定を行う。なお、総務省に報告を行う。 吹付け石綿等が劣化するなど、人への健康被害が生じるおそれがあるものが確認された場合には、緊急対策を検討する。</p> <p>参考：調査対象建物：1,123(財産台帳登録建物)</p>	<p>総務管理課 建築住宅課 営繕室 施設管理関係課</p>

<p>県営住宅</p>	<p>県営住宅51団地5139戸（昭和27年度以降建設）を管理しており、県営住宅についてアスベストの使用状況に関する調査を行うこととし、市町営住宅についても行うよう各市町に対して依頼したところである。</p> <p>調査内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和30～63年度に着工した県営住宅について、建設時の設計図書を確認し、要現地調査物件を特定。（8月末までには現地調査を終了する予定） ・要分析調査部位について試料採取し分析調査のうえ、アスベストの含有の有無・含有率等を確認。 ・アスベスト飛散の可能性がある場所については、環境測定を実施 	<p>建築住宅課</p>
<p>市町施設</p>	<p>政府として、まず実態調査を行うこととしており、地方公共団体が所有する施設について、今後総務省が連絡、調査等を行う際の県（総務部門）の担当者を報告した。今後、政府の取組の情報や地方公共団体の所有する施設について調査が行われる予定であるが、詳細は未定。</p>	<p>市町振興課</p>
<p>小中学校</p>	<p>7月上旬、義務教育課で独自に公立の幼・小・中学校(589校(園))の建物のアスベスト含有建材使用状況を調査。</p> <p>調査の結果、「吹付け石綿」を2校の合併処理浄化槽機械室で、「石綿含有吹付けロックウール」を1校の体育館で施工している疑い。現在、市町教育委員会が検体の成分分析を検査機関に依頼中。</p> <p>なお、新居浜市は独自調査を実施し、小中学校7校の浄化槽プロア室で「吹付け石綿」又は「石綿含有吹付けロックウール」を確認。夏休み中に撤去の方針。また、西条市は独自調査を実施し、小中学校4校のポンプ室で「石綿含有吹付けロックウール」を施工している疑い。現在、検体の成分分析を検査機関に依頼中。</p>	<p>義務教育課</p>
<p>県立学校</p>	<p>7月上旬に各県立学校(70校)に対して、建設業者等に協力してもらってアスベスト製品が使われていると思われるものがあれば、高校教育課へ報告するよう指示した。その結果、浄化槽等の機械室以外では、大洲高校の普通教室でアスベストを含んだゾノライトという吹き付け材が見つかり、7月25日に各教室の粉じん測定を実施した結果、世界保健機構（WHO）の基準値を下回っており、天井からアスベストが飛散している状況にはないということであった。今後囲い込み等の対策を検討中である。</p>	<p>高校教育課</p>

<p>公立学校 施設・社会 教育施設・ 社会体育施 設・文化施 設</p>	<p>文部科学省から学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用について実態調査を行い、11月15日までに提出するよう依頼（17.7.29付け17文科施第154号）があった。これを受け、県教育委員会では市町教育委員会等に調査を依頼し、集計結果を文部科学省に回答することとしている。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>社会福祉 施設</p>	<p>平成17年8月1日付け厚生労働省通知「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について」により、10月31日までに報告するよう依頼があり、調査する。 調査対象は県内（松山市分は松山市が調査）の社会福祉施設722施設（平成16年11月現在）のうち、平成8年度以前に竣工した建築物に使用されている吹付けアスベスト、折板裏打ちアスベスト断熱材である。</p>	<p>保健福祉課</p>
<p>病院及び 診療所等</p>	<p>平成17年8月1日付け厚生労働省通知「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について」により、10月31日までに報告するよう依頼があり、調査する。 調査対象は、県内の病院（153施設）のうち、平成8年度以前に竣工した建築物に使用されている吹付けアスベスト、折板裏打ちアスベスト断熱材である。 なお、診療所及び助産所（約1,900施設）についても、県独自に調査対象として追加する方向で検討中。</p>	<p>医療対策室</p>
<p>公共職業 能力開発 施設等</p>	<p>厚生労働省から公共職業能力開発施設等（14施設）における吹付けアスベスト等の使用の有無について実態調査を行い、10月31日までに提出するよう依頼（17.8.1付け能開第0801001号、雇児発第0801002号）があった。これを受け、労政雇用課で調査をとりまとめ、集計結果を厚生労働省に回答することとしている。</p>	<p>労政雇用課</p>
<p>警察施設</p>	<p>警察庁から、吹付けアスベストを使用している可能性のある庁舎施設について調査依頼があり、該当する施設について回答している。 昭和63年度以前に新築された施設（庁舎・宿舍すべて）について、設計図書等に基づき、吹付けアスベストの使用が疑われる施設の名称、建築年月日、使用場所、使用材料及び面積等をリストアップし、一部施設からはサンプルを採取している。 今後の希望として、採取したサンプルの分析を行い、該当する施設については除去等の処置を行いたいとの希望を持っている。</p>	<p>警察本部会計課</p>
<p>私立学校</p>	<p>文部科学省から現在のところアスベスト対策について通知は無いが、当課から平成17年7月26日付けで所管する私立学校に対し学校施設のアスベスト使用状況について調査を実施し、実態把握に努めているところであり、その結果を踏まえて今後の対応を検討していく。</p>	<p>私学文書課</p>

民間大規模建築物	<p>国土交通省から露出して吹付けアスベストが施工されている大規模民間建築物についての実態調査と、所有者に対するアスベストの除却や封じ込め等の注意喚起の実施結果を9月15日までに報告するよう依頼があった。このため、県では特定行政庁（松山市、今治市、新居浜市）及び地方局建設部、土木事務所に調査、指導の実施を依頼し、集計結果を国土交通省に報告することとしている。</p> <p>調査対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和31年から昭和55年に施工された民間建築のうち、屋内又は屋外に露出してアスベストの吹付けがされている1000m²以上の建築物 ・吹付けアスベスト（昭和50年まで）及びアスベストが含有された吹付けロックウール（昭和55年まで） 	建築住宅課
工業用水事業の導配水管	<p>四国経済産業局長から。工業用水事業の導配水管への石綿使用状況について問合せがあり、調査した結果「該当なし」として平成17年7月28日報告。</p>	公営企業管理局総務課
事業所周辺住民等	<p>平成17年7月15日環境省から、健康相談実施の中で、経済産業省及び国土交通省が公表した事業所との関連による石綿健康被害の状況について調査依頼があり、7月末時点と8月15日時点を報告する予定。（調査中）</p>	保健福祉課
松山市	<p>公共建築課のとりまとめにより、市有施設におけるアスベスト含有吹付け材料使用状況調査を行っている。施設を所有する課は、公共建築課と協力し設計図書による確認等の机上調査及び現地調査を実施中。（7月中旬開始・8月中旬集計予定）</p>	

その他アスベスト対策等推進上の課題

関係課名	内 容
総務管理課	サンプリング調査、撤去についての経費の捻出が問題である。
私学文書課	石綿障害予防規則に学校等の設置者が石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないと明文化されていることから、当然に設置者である学校法人等が対策をとらなければならないが、その指導について、事業者を所管する課が行うのか省令等を所管する課が行うのか不明であり、事業者を所管する課が指導するのであれば、それぞれ対応が異なる可能性がある。
廃棄物対策課	アスベストが、セメントやけい酸カルシウム等と一体に成形された「アスベスト成形板」の廃棄物（非飛散性アスベスト廃棄物）については、製品番号等が不明の場合、目視ではアスベストの含有の有無を判断することが困難であり、厳正な対応が難しい。
保健福祉課 健康増進課	一般住民に対して県内等のアスベストに関する相談窓口、関係機関一覧表を整備し、ホームページ等で一括して情報提供する必要がある。 県施設のアスベスト使用状況を調査した後の対応について、緊急度等について専門家のアドバイスが得にくい。 今後、厚生労働省では、中皮腫死亡の追跡調査の実施を検討しており、国の動向を注視し、情報提供するとともに、保健所の健康相談体制整備やQアンドAの充実を図る必要がある。
土木管理課 技術企画室	石綿に関する相談窓口を相談内容により決めておく必要性は認識しているが、単に「 に関する相談窓口は 課(係)」というのではなく、「 に関する相談」に該当する具体的相談例を関係職員が理解しておく必要がある。（他の窓口へ転送する際は特に重要） （例：「自分の家に露出している石綿があるかどうか調べてほしい」、「近所で家を壊しているが、石綿の飛散防止がきちんとできているのか心配」など）
公営企業管理局総務課	建設当時の資料や内装改修の資料が残っていないため、正確な調査が困難。 外観では判断できない吹き付けロックウールなどは、専門業者に分析を依頼しなければならず、費用と時間がかかる。
義務教育課	大気中へ飛散する恐れのあるアスベスト含有建材が認められた場合、県としての統一的な対応方針を出してほしい。
高校教育課	今後の調査で、さらに大洲高校のような施設が出てくるおそれがあり、これに要する経費を予算措置する必要が出てくるかもしれない。

警察本部会 計課	採取したサンプルの分析及び除去作業等を実施する場合、相当の予算が必要となる。 宿舎については、除去作業を実施する場合、一時退居を求めることとなり、入居者の行き先等の対策を検討する必要がある。
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------

松山市	吹付け以外によるアスベストの飛散防止が出来ないと考えられる。 小規模な解体工事を把握することが困難である。
-----	----------------------------------------------------------